

議案第 8 1 号

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
について

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年大口町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、地域型保育事業者による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 町長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>町長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、地域型保育事業者による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 <u>前項（同項第2号に該当する場合に限る。）</u>の場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 町長は、<u>地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以</p>

新	旧
<p>上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は<u>保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町長が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p>	<p>上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町長が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p>

改 正 要 旨

1 改正の目的

地域型保育事業の認可基準である「大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める連携の要件緩和等の改正に伴い、改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 連携の要件緩和（第6条関係）

地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者には「満3歳に達して卒園する児童に対して、引き続き必要な保育が提供されるよう連携施設を適切に確保すること」が求められていますが、本町において、地域型保育事業所にいる子どもを優先的に取り扱う措置がされていれば、連携施設を確保することが不要となります。

※本町における地域型保育事業所にいる子どもを優先的に取り扱う措置

保育園の入園に際して、家庭の状況を点数化し、点数の高い方から優先的に希望保育園へ案内しています。本町では、乳幼児が地域型保育事業所を利用することで加点がされます。

例1 父 正社員 月160時間の勤務 母 正社員 月140時間の勤務
父 10点 + 母 10点 = 合計 20点

例2 父 正社員 月160時間の勤務 母 パート 月110時間の勤務
子 地域型保育事業の利用乳幼児
父 10点 + 母 6点 + 加点 4点 = 合計 20点

(2) 居宅訪問型保育事業者の保育を提供できる対象の拡大（第37条関係）

保護者の疾患や障がい等家庭の状況により養育が困難な乳幼児に対しても保育を提供できるようになります。

3 施行期日

公布の日から施行します。

参考

地域型保育事業の分類 【対象児童：原則3歳未満児の乳幼児が利用します】

①家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅、その他の場所（公民館・集会所等）で、家庭的保育者（※1）による保育を行う事業
②小規模保育事業	利用定員6人以上19人以下の保育施設において保育を行う事業
③事業所内保育事業	事業主がその雇用する従業員の子どもを保育するための施設で、保育を行うとともに、地域で保育の必要な乳幼児を受入れ保育を行う事業
④居宅訪問型保育事業	保育の必要な乳幼児の居宅において家庭的保育者（※1）による保育を行う事業

※1 家庭的保育者…市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が定めるもの

※2 町内に地域型保育事業所はありません

特定教育・保育施設とは…

市町村が施設型給付費（幼稚園・保育所・認定こども園に対する費用）の支給対象施設として確認をする「教育・保育施設」（保育所・幼稚園・認定こども園）をいい、子ども・子育て支援制度へ移行していない私立幼稚園は除きます。

特定地域型保育事業とは…

市町村が地域型保育給付費（小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する費用）の支給対象事業を行う者として確認をする事業者が行う「地域型保育事業」をいい、上記の4類型となります。